

狛江市地域連携職員制度及び職員の選任について

- 1 目 的 市職員が地域住民と本来の職務とは別の形で接することにより、地域住民が市政に関わるきっかけとするとともに、市民や地域に寄り添う市政の実現に繋げる。
- 2 職 務 地域住民との顔と顔が見える関係づくりを進める等地域活動を推進する。
【内容】 ＜市制施行 50 周年記念＞狛江駅南口大盆踊り大会の企画・運営
市制施行 50 周年に合わせ、盆踊り大会の実施に向けて、市民と連携し実施内容の検討等を行う。
※勤務時間内の参加に当たっては、各部署にて御理解・御協力をお願いいたします。勤務時間外の場合は原則として時間外勤務扱いとし、時間外勤務手当は政策室において予算措置するものとします。
- 3 対象職員 入庁 2～4 年目の職員
※派遣職員、育児休業等取得中の職員は対象外
※原則として対象職員が所属する部から各部 1～2 名の選出をお願いします。
- 4 任 期 令和 4 年 3 月 31 日まで
※入庁 4 年目の職員の任期は令和 3 年 3 月 31 日まで
※昨年度からの継続職員の任期は令和 3 年 3 月 31 日まで
- 5 期 限 4 月 17 日 (金) まで
- 6 提出先 政策室市民協働推進担当 (内 2454)